

## 離婚届を提出される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 「協議離婚」の場合、証人（成年2人）が必要です。
- 未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 「調停（裁判）離婚」の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。家庭裁判所から交付される調書の謄本等が必要です。
- 離婚後も婚姻中の氏を引き続き使用したい場合は、離婚の際に称していた氏を証する届（戸籍法77条の2の届）に署名のうえ、届出してください。

問合せ窓口 市民課 戸籍係 0835-25-2309

本館1階⑥番「住所変更・戸籍届出」窓口

※手続きの際は発券機で番号札をお取りください

※時間外（木曜窓口延長を含む）に提出された場合、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。そのため関連する手続きができるのは翌開庁日以降です。

## 忘れずにお持ちください

### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳 ・住基カード
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証
- ・年金手帳※ ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

**開庁時間** あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分

（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

関連するお手続きはこちら

必要な書類がそろわない場合や、木曜日の窓口延長等時間外に離婚届を提出された場合は、後日あらためてご来庁いただく必要があります。

## 離婚届後にするおもな手続 ※本人確認書類は必ずご持参ください。

窓口延長 マークのある窓口は、毎週木曜日のみ夕方7時まで窓口を延長しています

下記にあてはまりますか？ ご自身で確認し、あてはまる場合は黄色い部分に✓してください。		手続内容	必要なもの	該当 ✓	済	問合せ窓口
住所 戸籍	住所が変わる方 前配偶者と同居中で、生計を別に行っている方 窓 口 延 長	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください			本館1階⑥番 住所変更・戸籍届出 (市民課 市民係) (0835) 25-2109
	住民票等証明書が必要な方 窓 口 延 長	証明書の申請 ※戸籍謄本、受理証明書は届書提出後の即日発行はできません。				本館1階④番 証明書 (市民課 市民係) (0835) 25-2109
氏名が変わる方						
	新しく印鑑登録されたい方 (旧氏名を含む印鑑は自動で廃止となります) 窓 口 延 長	印鑑登録	登録する印鑑			本館1階⑤番 印鑑登録 (市民課 市民係) (0835) 25-2109
	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方 窓 口 延 長	氏名変更	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード			本館1階⑦番 マイナンバーカード (マイナンバーカード交付室) (0835) 25-2605
	パスポートをお持ちの方	氏名変更				本館1階②番 パスポート (市民課 庶務係) (0835) 25-2162
	お子さんの戸籍についてのご相談 窓 口 延 長	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください			本館1階⑥番 住所変更・戸籍届出 (市民課 戸籍係) (0835) 25-2309

保険年金

国民健康保険に加入中で、氏名など保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせの記載に変更がある方 <span>窓口延長</span>	新しい資格確認書又は資格情報のお知らせの受取	変更前の国民健康保険証又は資格確認書（あれば）			
→70歳から74歳までの方	新しい資格確認書又は資格情報のお知らせの受取（来庁が無い場合、後日郵送）	変更前の国民健康保険証兼高齢受給者証			本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (保険年金課 国保資格係) (0835) 25-2317
前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方 <span>窓口延長</span>	国民健康保険の加入（来庁が無い場合、資格確認書又は資格情報のお知らせは後日郵送） ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入（20歳から60歳未満） ※資格喪失日より14日以内	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書			本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (保険年金課 年金係) (0835) 25-2163
氏名が変わる方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 <span>窓口延長</span>	新しい資格確認書又は資格情報のお知らせの受取（後日郵送します）	変更前の後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書			本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (保険年金課 後期高齢者医療係) (0835) 25-2322
姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方 <span>窓口延長</span>	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (保険年金課 国保医療係) (0835) 25-2164
年金を受給している方 <span>窓口延長</span>	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出				本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (保険年金課 年金係) (0835) 25-2163
年金分割を希望される方	街角の年金相談センター防府 へお問い合わせください。 (防府市栄町 1-5-1 笑顔満開通りルルサス防府 2階) (0835) 25-7830				

子ども

保育所・認定こども園等を利用されている方	世帯状況の変更など	※受付窓口でご相談ください			本館1階①番 子育て支援・保育 (子育て推進課 保育学童係) (0835) 25-2126
児童手当を受給していて、受給者が変わる方（0歳～高校生年代） <span>窓口延長</span>	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・新たに申請される方の通帳 ・（3歳未満の子どもがいる場合のみ）新たに申請される方の健康保険資格情報のお知らせ又は資格確認書 ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください			本館1階①番 子育て支援・保育 (子育て推進課 こども給付係) (0835) 25-2348
福祉医療費受給者証（カクフク）をお持ちで子どもの氏・住所が変わる方（0歳～高校生年代） <span>窓口延長</span>	福祉医療費受給者証（カクフク）の変更	・福祉医療費受給者証（カクフク） ・健康保険資格情報のお知らせ又は資格確認書（子）			
ひとり親家庭等のご相談 <span>窓口延長</span>	児童扶養手当の認定請求 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※受付窓口でご相談ください ※受付窓口でご相談ください			
防府市立小学生・中学生のお子さんがある方					
経済的な事情がある方 <span>窓口延長</span>	就学援助費の相談・申請	マイナンバーの確認できる書類 ・口座情報が確認できるもの ・対象年度の所得課税証明書			本館8階 (学校教育課 学務係) (0835) 25-2493
学校給食費の振替口座を変更される方	各学校で手続きが必要です				各学校

高齢

氏名が変わる方で介護保険証をお持ちの方（65歳以上または要介護認定を受けている方）	保険証は後日郵送しますので手続は不要です				本館2階①番 高齢者福祉 (高齢福祉課 給付係・認定係) (0835) 25-2128
→施設利用料の負担軽減を受けている方	負担軽減制度の再申請 ※後日、対象外であることが分かった場合、返納の可能性があります	預貯金額がわかる通帳など ※詳しくは受付窓口でご相談ください			

障害

氏名が変わる方で障害の手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）	各種手帳の氏名変更	・障害者手帳（身体・療育・精神） ・マイナンバーが確認できるもの			
福祉医療費受給者証（重度心身障害者用）をお持ちの方で、氏名や健康保険証に変更がある方	・受給者証の氏名変更 ・保険変更の届出	・福祉医療費受給者証 ・被保険者情報の確認ができるもの（変更があった場合） ・マイナンバーが確認できるもの			
特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していて、氏名が変わる方	氏名変更および振込口座の名義変更	・マイナンバーが確認できるもの ・口座情報が確認できるもの			本館2階②番 障害者福祉 (障害福祉課 障害福祉係) (0835) 25-2387
特別児童扶養手当を受給していて受給者が変わる方、または受給者の氏名が変わる方	受給者の変更または氏名変更	詳しくは窓口でお尋ねください			
自立支援医療（更生・育成・精神通院）の受給者証をお持ちの方で、氏名や健康保険証に変更がある方	受給者証の氏名変更、保険変更等	・自立支援医療受給者証 ・被保険者情報の確認ができるもの（変更があった場合） ・受診者及び被保険者のマイナンバーが確認できるもの（被保険者情報に変更があった場合）			
障害福祉サービス、障害児通所支援を利用している方で、氏名や所得区分等に変更がある方	・受給者証の氏名変更 ・所得区分等の変更	・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所受給者証			本館2階②番 障害者福祉 (障害福祉課 調整係) (0835) 25-2338

**税・料金**

上下水道の使用者名義が変わる方

使用名義変更

お電話で手続きできます

仁井令町 13-1  
(上下水道局 お客様センター)  
(0835) 23-2511**その他**市営住宅を退去する方  
または市営住宅に入居・同居を希望する方

市営住宅の退去手続

市営住宅の入居・同居の相談

※受付窓口でご相談ください

本館 2階③番  
**市営住宅**  
(建築課 住宅係)  
(0835) 25-2178